熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について

（令和元年 9 月 19 日　林業第 297 号通知
最終改正　令和 8 年 9 月 30 日　林業第 244 号通知）

1　試行対象工事等

農林水産部林業課及び各農林事務所林務部門が発注する森林土木工事について，下記（1）～（3）に該当するものを試行対象工事とする。

なお，施工場所の実情等により，適用が困難な場合については，対象外とすることができる。

（1）適用範囲

令和元年 8 月 1 日以降に公告した工事に適用する。

（2）対象工事

主たる工種が屋外作業である工事。

ただし，工場制作工を含む工事の該当期間を工期から除くものとする。

（3）対象地域

県内全域全ての地域を対象とする。

2　計測及び真夏日率の算出方法等

（1）真夏日の計測方法

1）真夏日とは，日最高気温が 30 度（℃）以上の日又は暑さ指数（WBGT）が 25 度（℃）以上の日をいう。ただし，夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温又は暑さ指数（WBGT）で判断する。

受注者は，気温等の計測方法及び計測結果の報告方法について，施工計画書に記載し発注者に提出するものとする。

なお，気温等の計測方法については，施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所又は地域気象観測所の気温の計測結果若しくは環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。（別表参照）

参照　：　気象庁 HP / 各種データ・資料 / 過去の気象データ検索

2）観測所の選定については、施工現場から最寄りを基本とするが，観測条件等を考慮し，受発注者協議により決定するものとする。

3）上記によりがたい場合は，発注者と協議することとする。

（２）真夏日の算出方法

上記計測方法により，真夏日を算出するものとする。

ただし，休工日（不稼働日）は真夏日に含めないものとする。

（３）基準日および算定期間について

受発注者協議により，「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。なお，既契約工事も同様とする。

また、真夏日の算定期間については，基準日から工期末までの変更契約等の事務手続きを考慮した期間で受発注者協議により定めるものとし，この期間のうち真夏日にあたる日数により現場管理費を補正するものとする。

（４）計測結果の報告について

受注者は，施工計画書に基づき，真夏日の確認を含めた計測結果の資料を発注者に提出するものとする。

（５）真夏日率の算出方法

以下の式により真夏日率を算出するものとする。

真夏日率（※１） ＝ 算定期間中の真夏日 ÷ 工期（※２）

※１　真夏日率は小数点以下３位を四捨五入して２位止めとする。

※２　工事着手から工事完成日までの期間とする。

なお，年末年始６日間，夏季休暇３日間，工場製作のみを実施している期間，工事全体を一時中止している期間は含まない。

３　積算方法等

（１）補正方法

現場管理費の補正は，算定期間中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し，現場管理費率に加算する。

なお，補正は最終変更契約において行うものとする。

補正値（%）（※３） ＝ 真夏日率 × 補正係数（※４）

※３ 補正値（%）は小数点以下３位を四捨五入して２位止めとする。

※４ 真夏日補正係数：1.2

（２）現場管理費

対象純工事費 ×（(現場管理費率 × 補正係数（※５)）＋ 補正値（※６))

※５ 森林整備保全事業設計積算要領における「地域補正の補正係数」とする。

※６ 森林整備保全事業設計積算要領第６－１－（２）－イ－（ウ）－ａと合わせて適用する場合の補正値の上限は，2.0%とする。

（３）変更設計

現場管理費の補正のみの変更設計は，受発注者協議のうえ，行うことができるものとする。

４ 運用について

（１）特記仕様書への記載例

この通知以降に発注する工事については，記載例に基づき特記仕様書に記載するものとする。

＜特記仕様書記載例＞

第〇条 １ 本工事は，熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事である。

２ 試行にあたっては，「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について（令和元年 月 日林業第 号)」に基づき実施するものとする。

３ 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について（令和元年 月 日林業第 号)」は，茨城県農林水産部林業課ホームページから取得できます。

農林水産部林業課 林地保全担当（治山） TEL 029-301-4056

森林整備担当（林道） TEL 029-301-4051

（２）施工箇所が点在する工事への適用

施工箇所が点在する工事については，点在する箇所ごとに補正を行うことができるものとする。

５ その他

施工場所の実情等により，上記の取扱いによりがたい場合については，発注者と協議のうえ，決定するものとする。

参考

熱中症対策に資する現場管理費補正に用いる茨城県内観測所一覧

観測所名（気象庁）	所在地	備考
北茨城	北茨城市関南町関本下	
大子	久慈郡大子町大子	
常陸大宮	常陸大宮市上小瀬	
日立	日立市会瀬町	
笠間	笠間市稲田	
水戸	水戸市金町	
古河	古河市北町	
下館	筑西市西石田	
下妻	下妻市二本紀	
鉾田	鉾田市安房	
つくば	つくば市長峰	
土浦	土浦市木田余東台	
鹿嶋	鹿嶋市城山	
龍ヶ崎	龍ヶ崎市大徳町	

※ 観測所の選定は，施工現場から最寄りを基本とするが，観測条件等を考慮し，
受発注者協議により決定するものとする。

※ 環境省熱中症予防情報サイト（暑さ指数（ＷＢＧＴ）の実況と予測）
参考ＵＲＬ：http://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

※ 国土交通省気象庁（過去の気象データ）
参考ＵＲＬ：https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/select/prefecture.php?
prec_no=40&block_no=&yar=&month=&day=&view=